

工事規模 (予算金額)	一般競争入札	総合評価落札方式	
		共同施工方式	分担施工方式
対象規模* <sup>1</sup> 以上 WTO基準額* <sup>2</sup> 未満	原則2者(建築は単体のみ) (土木10億円未満は単体可)	単体のみ又は 単体から2者	構成員の役割と 主体工事の規模 等を勘案し、単体 から4者までを 原則
WTO基準額* <sup>2</sup> 以上 50億円未満	2者 (単体不可)		
50億円以上 100億円未満	原則3者 (単体不可、例外2者可)	単体から3者	
100億円以上	原則4者 (単体不可・例外2～3者可)	単体から4者	
特段の事情がある 場合	別途検討		

\*1 対象規模とは、共同企業体運用基準 第3-1-(1)に定めるものをいう。

\*2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める額をいう。